

# Ai愛労連

愛知県労働組合総連合

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3F

TEL 052-871-5433

FAX 052-871-5618

URL <http://wwwairoren.gr.jp>

308 2019年3月号

発行人 知崎 広二

19春闘勝利に向けて

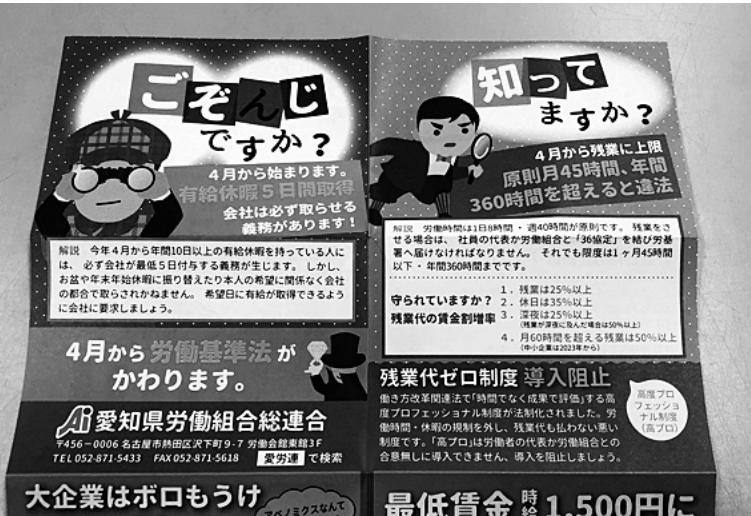
2019国民春闘勝利

労働者決起集会&amp;デモ

とき：3月14日(木) 18:30～

場所：名古屋市中区・栄小公園(栄交差点北東角)

# この春、働き方が変わる!?



2月11日、2月24日のトヨタ総行動や2月21日の地域総行動では、労働基準法が変わるとチラシを作成してお知らせ。愛知県下で約4万枚を配布する。

2018年6月に成立した「働き方改革関連法」。労働法制を破壊する「毒」ばかりが強調されていますが、この法律により規制が強化され、働き方を改善される「薬」としての活用もあり得ます。「薬」にするか「毒」になるかは労働組合の真価が問われます。

有給休暇が使いやすくなる?  
年10日以上の年次有給休暇を付与された労働者（管轄監督者や有期雇用労働者含む）に対し、基準日から1年内に5日間の年休を取得させなければならぬ義務が使用者に課せられます。

新制度では年休の時季指定期を認めたこと、そして罰則が課せられる事になりました。(1)年5日の年次有給休暇を取得させなかつた使用者による時期指定を記載していない(3)労働者の請

ります。

労使が合意しても超えてはならない時間外・休日労働の上限を法律で定め、「特別条項」の要件も変わ

ります。

改定労働基準法でも週40時間・1日8時間の法定労働時間を超えて、時間外労働をさせるには36協定の締結と届出が必要です。さら

に改定により、36協定・特別条項を締結しても超える

ことが出来ない残業(時間外・休日労働)の絶対上限時間が罰則付きで導入され

ます。

どのような業務において、どのような事情で必要か、時間外・休日労働を何時間までに抑えるのかなどを具体的に明記した36協定の「特別条項」を締結し、労働基準監督署に届出をしなければなりません。(1)

特別条項を締結しても新たに定められた上限を超えることは許されません。(2)

時間外労働は年720時間まで。(3)2~6ヶ月の時間

を含めて100時間未満まで。(3)

今までいると年度末に使用者に勝手に日時を指定さ

れることがあります。ま

た、年次有給休暇を取得しな

る事。

今までいると年度末に使用者に勝手に日時を指定さ

れることがあります。ま

# 誰もが普通にくらせる 愛知を目指して大奮闘!!

## 2019愛知県知事選挙 結果

候補者名	得票数	得票率(%)	
くれまつ 佐一	355,311	16.68	
大村 ひであき	1,774,763	83.32	当選



愛労連の搏松議長の愛知県知事選出馬表明からの2ヶ月半の間、愛労連の各組合は自分たちの要求実現に向けて、搏松議長を新知事に押し上げようとして奮闘。週末曜日には労働者連絡会が中心となる宣伝行動など精力的にとりくみをすすめました。

青年が行動参加で元気になつた

今回の選挙では青年が元気に街頭でのシールアンケートや対話、青年の要求の訴えなどにとりくみました。街ゆく人との対話を通じて、自分たちの要求に確信を持ち、俄然やる気になりました。青年の行動は投票開票日前日までとりくまれました。



## くれまつ知事誕生に向けて 大奮闘の2ヶ月半

2月3日投票の愛知県知事選挙でご支援いただいた各組合のみなさんに感謝いたします。ありがとうございました。とうございました。35万5千票を獲得しましたが、現職には及ばず当選に至りませんでした。

今回の選挙は2020年から人口の減少で「経済成長時代の収支でハコモノを造つて」という時代ではない」「ターニングポイントの大変な選挙」(中日2/3)でした。

リニアや中部空港第二

国会ではアベ政治に反対する野党共闘が進んで

ます。

住民生活の土台として機能するように

市町村は住民のくらしの窓口、県政はその土台です。春秋のキャラバンでの自治体からの要望、医療・保育・福祉・介護などの職場の実態、全国

問題にとりくむ弁護士、辺野古基地に反対する市民、子育てのママグループなど多くの市民が駆けつけ、活動がSNSで拡散されました。選挙には負けましたが貴重な財産です。今後もくらしの願いを実現するため市民との共同を大きく広げていきましょう。(搏松)

トイレ」が話題になったところ、12月の県議会で知事が5年以内にすべてのトイレ改修を発表。静岡県で始まった高校卒業までの医療費無料化も大きいましょう。(搏松)

トヨタ自動車は2017年6月15日に労災認定を求めて名古屋地方裁判所に国を相手に提訴しましたが、不支給処分。

2017年10月30日、26歳で自死しました。入社してからわずか7か月の出来事に対し、労災申請をしましたが、不支給処分。

電力に入社した鈴木陽介は同年10月30日、26歳で自死しました。入社して

からわずか7か月の出来事に対し、労災申請をしましたが、不支給処分。

2017年6月15日に労災認定を求めて名古屋地方裁判所に国を相手に提訴しましたが、不支給処分。

2017年10月30日、26歳で自死しました。入社して

からわずか7か月の出来事に対し、労災申請をしましたが、不支給処分。

2017年6月15日に労災認定を求めて名古屋地方裁判所に国を相手に提訴しましたが、不支給処分。



